

大正自由体育の方法思想に関する研究（2）

～川口・雑賀の自由体育論から木下・北井等のファシズム体育論へ～

保健体育科教育教室 入 江 克 己

A Study on the Thought of Methode of Liberalistic Physical Education in Taishō Era (Part 2)

*IRIE, Katsumi

はじめに

第1報では、奈良女高師附小主事の木下竹次の「体操的生活」ならびに「体操的精神」を柱とする彼の昭和6年までの体育論を考察し、それが明治後期の「修養」論や大正期の新教育論に特徴的な経済教育論の反映にほかならず、そうした思想的傾向が昭和6年以後における教育の「八紘一宇化」論とアジア主義を基調とするファシズム体育理念としての「真の体育」論とその方法論へと転回していく契機となることを追跡した。本稿ではこの木下の方法思想が、彼の指導の下で具体的な体育実践を展開した同附小の川口英明のほか、雑賀三省（同女高師助教授）の方法思想にどのような影響を与えたのかを分析するとともに、あわせて満州事変以後に川口に代って登場する北井柳太郎の方法思想に検討を加え、さらには彼等が以後どう変貌していったのかを明らかにしたい。

川口等に関する先行研究

川口や雑賀、北井等の体育科教育の方法思想に関する先行研究は、極めて貧弱である。川口については、早い時期に岸野雄三が『近代日本学校体育史』（東洋館出版 1959年）のなかで触れているが、分析視点が極めてあいまいである。その後、筆者が「大正期における自由主義体育の研究(II)」(『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第18巻第2号 1976年)と『日本ファシズム下の体育思想』（不昧堂出版 1986年）のなかで若干論究を試みている。また最近では鈴木明哲が「奈良女子高等師範学校附属小学校の体育授業について—『独自学習・相互学習』理論を中心として—」(『筑波大学体育科学系紀要』第15巻 1992年)のなかで言及しているが、川口に関する評価については、後述するように筆者は、必ずしも肯定的ではない。また、雑賀や北井等に注目した研究は、なお存在しない。

* Department of the Methode of Health and Physical Education

1. 川口英明の生活体育論と自律体育学習

1. 「体育即教育」論

川口は、木下の自律主義、自治主義的な教育論の影響のもとに、及川平治の分団式学習法を摂取するとともに、独自学習・相互学習論にもとづく実践を展開しているが、川口は、まず教育「方法に色々なものが生まれねばならなくなった。曰くダルトンプラン、曰くプロジェクトメソッド、曰く自由教育、動的教育、自律的育、曰く何と、曰く何と、恰も雨後の筍のその様に！こゝに教育実践家は其去就に迷った。いづれも各特徴があつてよいに違ひない。併し教育法は児童と教師とで開拓し、創造し、組織立てゝ行くべきことを覚らねばならなかった。(中略)同時に『教育は教育するといふことの前に児童の発達を阻害しない』と言うことを希はなければならなかった。かくて他律的の教授が自律的の学習になって、総ての学習が児童本位となり、児童は自由に快活に、根強く真剣に自分の学習を伸展させていく様に願はねばならなかった⁽¹⁾」と、当時の自由教育を受けとめている。

この自由教育の機運に対応して川口は、「『体育とは有為的、無為的の状態に於て身体(中略)の諸機能の向上、発達せしむること。』故に体育即教育であり、生活即教育であつて、体育的生活をせねばならぬ⁽²⁾」と述べるとともに、「殊に体育の本質が自分で自分の体を育てゝいくことである以上、従来のような教師の命令に依り一斉に、画一に行ふと言うこと許りでは、その目的を達することが出来ない⁽³⁾」とし、「現今要求する体育学習⁽⁴⁾」は(1)個性に應ずる体育、(2)自律活動の体育であると言ひ、まず個性に應ずる体育が教授されるべき根拠について「自由に、自然に、平等に伸びんとする独創性、創造性を有する児童は、体育学習にも個性に應じた体育法を取らねばならない様に教へる。(中略)児童の体格、体質は精神作用のその様に一樣ではない。其一樣でない体格、体質の所有者に一斉、画一の体育学習を行ふことは、丁度『四百四病』と言ふ多くの病気に同一の薬を盛ることと同じであつて、不可なることは明らかな事実である。また児童は単に体格、体質、体力等に差異を有する許りでなく、家庭の職業、家庭の位置(周囲)、通学距離、營養、睡眠等外圍の状況に依りて、その日、その日の身体的条件を異にするものであるから、如何なる方面から考へて見ても、一斉的学習が合理的でないことが明かである⁽⁵⁾」と述べている。

また自律体育については、「体育学習が個性を尊重し、個性に順じて行はれる様になれば、自ら自発的に行はれる様になるものである。(中略)自ら立案した学習法に対しては責任と熱心とを以て遂行する。要領は鏡に向つて矯正する。或は仲間や教師に相談する。教師は仲間となつて運動して其間に示範となる。此間少しの余裕もない。従つて活気があり、沈滞がない。(中略)自発的、自律的にならざるを得ない。此雰囲気は他の学科の学習と異なるところはない。学科の性質が活動的であるだけ他所目にも意気があり、愉快である。併し教師の規範に依つて行はれた体育学習では束縛があり、器械的である為に生気がなく、無理が出来て児童側から見れば力を出す機会がない⁽⁶⁾」と個人的体育に裏打ちされることにより、初めて可能であるとしている。

2. 他律的体育批判

個性的ならびに自律的体育学習を唱導する川口は、その立場から例えば、「児童本位でなくてはならぬ。子供の体質に應じて学習させねばならぬ。と言ふことは随分早くから言ひなされた言葉である。また他の学科は余程自由になつて来た、子供本位になつて来た、子供が環境から問題を作つて、

子供が先になって研究していくのに、体育(体操)は十年一日の如く千変一律に無趣味な蠻声を張り上げて、一二、一二と、何かの器械でも動かす様に他動的に行はれて居る。随って卒業後は学校体操を行らないではないかと言ふ様な批評をするものがある。批評をして呉れるのは結構だが、如何にせよ、斯く進べしと示して呉るものがない⁽¹⁾と体育方法の改造の立ち遅れを指摘し、かつ従来の体育学習にさまざまな批判を加え、その第一に従来の体育は「教師のための体育」であったと批判している。

「定められた体育の時間が来ると運動服に身を固め、(中略)『集レ』と一令の下に集合させ整頓、番号、教練と型の如く進み、各運動模範、説明と一々要領を示し、強きも、弱きも児童生徒に注意することなく、元氣々と励ますはよいが、玉石混合、はや疲れきった子供もいるが、教師の威圧に恐れてついていく。やっと嬉しい遊戯じゃと喜ぶは束の間、終りをつぐる鐘がなる。何の事だ一時間あちらこちらと引き回されて終わった。やれやれ体育の時間がすんだ。今日は叱られずにすんだ、と子供はほっと吐息する。教師は汗しつくり、声は乱れて咽喉に痛みを覚える。が先づ予定の教授案を全部なし終ることが出来た。先づん安心。これを教師のための体育教授と言はず何と言はふ。(中略)尚画一式、読書式と言ふもこの類である。(中略)運動をしさへすれば、口癖の様に一斉的の注意をする。例へば臂の側伸運動の如きに臀が後になり過ぎて居る。高すぎる或は低過ぎる。等を連発する。かゝる注意は誤っている。児童にのみ注意すれば事たることである。(中略)教師の気分、甚だずるい教師は自分の気分によって、教授に緩厳をつけるものさへあることをきく。⁽²⁾

第二の問題は「設備のための体育教授」である。川口は、「学習案に器械のすべてに触れねばならぬように考へるのは謬見も又甚だしい。かうすると現今一般に定められた時間では不足することは明らかな事実であり、児童には重荷であらう。それにその器械が使ひたさに彼方に行き、此方に帰りして、あれもこれも使用せんとする。設備されたが為に使はねばならぬと言う様な考へで、教師も、児童も、設備に引き廻されている教授があった。これを設備のための体育教授と言ふ⁽³⁾と論難している。

第三に批判されるべき教授として「講習体育教授」をあげ、「夏冬の休暇及其他の休暇を利用して、成人教育とも言ふべき色々の講習が各地に催される。体育の講習も多くこの時期に行はれる。喜ばしい事である。ところがこの講習の後には発表会とか、復講とかの形で色々の問題が研究、討議される」が、「自分が受講したのと同様に児童を取扱ひ、甚だしきは講師の号令から態度等に至るまで一致させ様とするものさへあるとは、又笑ふべき極みではないか。何所までも子供の体育でなからねばならぬのに、かくの如き取扱ひでは、如何にしても講習体育教授と言はねばならぬ⁽⁴⁾と批判している。

第四に「技術本位の体育教授」であるとして、「体育の事業が技術の練習となり、軽業師の養成ならんとする。技術さへ上達すれば、体育の事終われるかの如く思ふは、之又誤りであらねばならぬ。運動部の体育でない許りでなく、技術の練磨のみが健康の増進でもない。併し技術を練り、練ふことが身体能率を向上する一因となることは当然認むべきことであるが、技術のみに体育教授の目的を置くは誤りである⁽⁵⁾と批判を加え、最後に全般的な体育の問題点を次のように指摘している。

その他に「流行的体育教授、放任せる体育教授、時間割主義の体育教授等」があり、それら「流行を追ふて体育教授が行はるゝ傾きがあるが、(中略)其流行に奔弄される子供こそ迷惑至極である。又自由教育だ、新教育だ、子供は自由に放っておけば育つ。大人が色々な案を立てゝ教授するは悪い。子供の自然の発達を害ふ等と言って、体育時間はまるで子供の思ふが儘に遊ばせ、教師はワイシャツ、チョッキ、踵の高い靴のままで雑誌でも広げて読んで居る。その呑気さ。(中略)よし之を

放任体育教授と名づくる。又文部省が体操の時間を定めて居るからやる。時には他の課業に変更することもある。まあうどうにか子供を放任して時間を過ごす。これを時間割主義の体育教授と名づけたい。(中略)こんな体育教授ではとても幾年立つても、国民体格の向上も、保健の事業も行はるるものではない。(中略)学校体操は面白くない。卒業後行ふものはないと言ふ批難があるが。(中略)多くの学校に於ける体育教授が子供のものとなって居ないから、児童生徒は何のために手を動かし、脚を動かすかを知らぬからである。(中略)此所に体育学習法を建設して児童生徒の体育にまで進めねばならぬ⁽⁶⁾と。

そして、スエーデン体操を例示し、「現行の学校体操(瑞典式)は科学的に作られたものであるが、何々関節を伸ばさう、此の筋を緊張させ、此の筋を取縮させやう、此の調節の運動範囲は何度だから此れ以上動かしては悪い等、それは人それぞれ異なる体格を体操の要領にあてはめやうとして居るから、相当無理が起り、又没趣味となり、堅苦しいものとなる。(中略)相手も入らぬ。老幼男女さしたる困難なくして実行する事が出来る等の点から言ったら、他のものに比べて数等実行し易いものであるのに、行はれないと言ふのは(中略)今まで学校で行はれた体操教授が如何しても子供のものとならなかったと言ふ事は原因中の最大なるものである⁽⁷⁾」と批判している。

3. 分団式体育学習とその実践

個性的、自律的な体育学習を実現するために川口は、その方法として及川の分団式教育法を積極的に学び、リーダーを中心とする分団(グループ)学習を実践しているが、分団にもとづく学習過程を採用すべき根拠について、川口は、次のように明らかにしている。

「一、身体発育の状況に依って学習材料を異にするから。二、多数のものが一つの運動競技をすれば、要員、場所、その他の関係上、無駄に時間を過ごすことが多い。(中略)併し組を分ぐれば、短い時間の中に多くの練習をすることが出来る。三、遊戯、競技の選定には児童の希望を尚ぶから、幾組かの異なった遊戯、競技が出来る。四、高等科等に於ける一、二年男女が合組と言ふ小組に於ては、発育の差が甚だしい許りでなく、性別に依って学習材料を異にせねばならぬ状況にあるから、是非区分すべである。五、統率の才を練習するとき、人員が少ないことはリーダーの練習上から便利である。六、自分と同等の組が多くなると、互に負けまいと言ふ心になって総べての点に於て競争し、努力する様になる。(中略)自己の団体をよくしやうとすれば、お互い協同一致して規律を守り、技術を練ることに努力する様になる。かうして不知、不識の間に団体生活に対する責任を体得して来る。七、異常児、又は虚弱児、貧血児、腺病質の児童、通学距離に依る過労児、家庭、職業のための過労児等は他の健康児と区分することは必然の要求である。⁽¹⁾」

そして「従来教師は児童の程度、教材の難易、季節の寒暑等を参酌して体操教授案を作成し、そしてそれによって教授を進めた。(中略)しかし従来より以上、児童の自律的学習を尊重し、個性に応じたる合理的体育を施さんとするには、児童の理解に訴え、児童の研究に俟たねばならぬ。始めから児童は不完全なものと、定めてかゝるほど危険なものはなく、非教育的なことはない。子供は子供相応に出来るものである。否指導の如何によっては驚くほど上達するものである⁽²⁾」と、すでにグループ学習の教育力を力説している。この分団学習は、具体的には4年から学習資料をもとに子ども自身が学習案を作成し、それによって独自学習を展開していくというものであった。

またリーダーの役割に関して「リーダーは、自分の属する組のすべての世話をせねばならぬ。即学習案を立てる時の用紙の世話から、学習案が出来たら取り纏めて教師に提出する。仕事、遊戯、競技の按配等に至る一切の仕事を掌る」が、そのリーダーは、学級全体の選挙により公平に定める

べきであり、「始めに次の様なことを注意しておくがよい。体育方面に特徴を有するもの。自分の好き嫌いで選挙してはならぬ。その他所謂子弟関係に依る様なことは、最も悪い事である等のことを教へるがよい。かうして定めた自分の信頼するリーダーだから、リーダーには好く服従すべきである。等約束せねばならぬ。リーダーは又自分の組のためによく尽くすと言ふ城下の誓をさせねばならぬ⁽¹⁶⁾」と指摘し、さらにリーダーは正副二人をおくこと、その任期は1～2週間が適当であり、(1)教師と児童、生徒の連絡機関、(2)学習案用紙の配布と収集、(3)団体教練の指揮、(4)各競技の審判、(5)体育学習用具の準備ならびに整理の指揮、(6)遊戯、競技の人員の配置、(7)欠課、欠席者の確認、(8)全生徒への伝達等をあげている。

4. 独自学習論

川口は、分団を基本的な学習集団とした学習案による独自学習の意義について、例えば学習案は「運動の順序や種類、姿勢、運動、回数、時間、注意事項等を記入することの出来るような一枚の用紙である。児童、生徒は先の体育参考書に依って自己の好める種類と自己の身体に適する材料とを選びて記入する。そこで此の案が出来たら教師と相談する。此の時教師は学習材料の適否及程度、姿勢の適用、回数の正否、注意事項の適否等を訂正、加除する。そうして案が完成したら体育館に設備された姿見の前に於て実施の練習をする。尚跳躍技、或はバスケットボールに於けるシート(投入)、ヴァレーボールのネットプレー等の如きは熟達するまでは相当の練習を要し、練習するに際しても一人練習することが出来るから、放課後や其の他の休憩時に於て練習すればよい。此れが即ち体育の独自学習の一つである⁽¹⁾」と述べる一方、学習資料(ソース・ポリウム)の教授学的意味についても次のように明らかにしている。

すなわち「従来の体育書の多くは、大人のためのものであって、子供のために書かれたものは殆どない。それで子供が自発的に体育法を研究しようと言うものは少い。又研究しようとしても手がつかなかった。勿論参考書のどれもが子供の読み易きものでなくてもよい。それは否定しないとしても、一つもないことは子供のために残念である⁽²⁾」と子どもの教材に対する科学的認識を育てるための「体育参考書」の不備を指摘し、この独自学習を進めるために一、器械器具の設備、二、体育図書館の設置、三、体育(体操に関するもの、遊戯に関するもの、競技に関するもの、水泳に関するもの、武道に関するもの、レコード年鑑等)・生理衛生(生理衛生教科書、動物教科書、人類学に関するもの、遺伝進化に関するもの、医学に関するもの、解剖に関するもの、心理学教科書等)の参考書、四、写真、図譜、器械、蓄音機、五、体育衛生室(救急用具、身体測定用具)等の設置が不可欠であるとし、かつ「自ら学習計画を立て、その理想実現に向かって進まんとするためには、如何してもその環境がそれに依じて整理されねばならぬ。体育の独自学習に於て有力なる環境の一つとして、先づ子供のための体育参考書である。従来体育の参考書は多数出版されたが、皆教師のためのもの、或は青年向きのもので、その一つとして児童、生徒に便利なものはない。(中略)この一事実に依っても如何に体育学習が他律的で、教へ込めようとして居るか? 明らかになるであらう⁽³⁾」と述べているが、果たして、これだけのグループ学習論と実践を、今日なお見いだすことができるだろうか。

5. 学習過程論としての「循環漸進法」

グループ学習論とともに、川口の新しさは、その学習過程論にあると言ってよい。彼は、運動技術の分析的、要素主義的な学習過程、もしくは教材系統を否定し、木下の理論に学び、既に、この

段階でゲームもしくは全習法を主体とするスパイラルな学習過程論を構想し、川口は、その学習過程論を自ら「循環漸進法」と呼び、「体育の学習に於ける技術の練磨には循環漸進の法で進むがよい」と思う。かの部分々々を練習、完成して、然る後に全体を組み立てる様な帰納法ではなくて、或る程度までは演繹的に技術の全体を提供するがよい。即螺旋的に向上開展する方が子供の技術学習には特に必要である様に思はれる。一例を挙げればブレーボール競技の如きサーブの練習とか、ネットプレーの練習とか許りを始めから練習して、それが上達した後、初めて競技試合を行ふ如くすれば、其結果は或は良好であるが、その良結果を収むるまでが実に長い間無趣味であるから、その学習を倦ふ様になって来る。又走幅跳の如きも、徐走に依る踏み切りの練習が大切で、結果に大なる影響を及ぼすものであるから、歩測に依るこの練習が大切であるが、先づ各自走幅跳の練習を実行させるがよい。そしてその練習の中に踏切板から踏み出したり、利足が丁度踏切板上に来なかつたりしてファウルになったり、思う存分の力を出せなかつたりして、児童が如何にしてこのレコードを向上しやうかと苦しんで、其研究に燃えて居る。その機会を得て始めて歩測の大切なることや、その方法を指導すればよい。かうすればその指導が深刻であり、有効であつて、上達も速かである⁽¹⁾と記している。この川口の循環漸進学習過程論は、言ってみれば今日の「教材解釈」の問題であり、既にゲームを主体とするボール運動教材の本質を見抜いており、戦後40年間近くかけてようやく到達した学習論の先駆にほかならない。

6. 川口の体育修養論と教練観

ところで川口は、木下の修養論を継承し、さまざまに体育による修養を説いており、ある一節で「体育は教育の根本であり、教育は有意的、無意的の環境に行はれる交渉である。指導者は有力なる環境の一つであるから、この環境の如何は学習者に影響を及ぼすことが又多大である。そこで唯知識、技能の方面許りでなく、人格の修養につとめ、自ら任じて体育精神の体得者となるの覚悟を有せねばならぬ。かの正々堂々一定の規則に服従して勝ち得んとする競技、今や敗退せんとする刹那に於ける奮闘努力、所謂ガン張り、今や決勝戦に突入せんとする努力、いづれもこれ程真剣、本気なものはあるまい。この真剣、本気の活動に依りて心身共に愈々神々しさを増す。この試練、この修養は他の何ものも企て及ぼすものではない。知を以て徳を教へるより、徳を徳として実行することが如何に大切であるかを知らねばならぬ。英国に於ける紳士は運動場に於て養成されるとは度々聞くことであるが、さもあるべきである。筋肉を労することを忌み、嫌ふ東洋者流の紳士道は一刻も早く排せねばならぬ。そして『動中に静を求む』べき修養を積まねばならぬ⁽¹⁾」と述べているが、その背景には、「国民の総べてを健康に導き、全国民の健康を増進して、国家を泰山の安きに置かんためには、国民の等しく享受する小学校の教育に於て、合理（生理）的体育、即ち身体練習と衛生の訓練とを徹底的に実行することの必要なることが思はれるのである。（中略）若し児童の学習が、非体育的の学習生活であつたら、それこそ由々しき大事である。時代の国民、所謂第二の国民は、薄命な不健康な、能率の低いものの集合が予想されるものである⁽²⁾」とし、効率的な労働力による経済活動を志向する、あの経済教育論が見え、隠れしている。

そして科学的、衛生的で優秀な体育の材料による体育生活を持続するためには、「一、教育的価値のあるものでなからねばならぬ。二、容易なること。三、時間がかからぬこと。四、道具を多くせぬこと。五、何所でも行へること。六、何時でも実施されること。七、誰でも出来ること。八、服装を特に選ばないでも実施することが出来る。九、興味あること。（中略）そこでその材料は、家庭及学校要目は勿論、軍隊、社会等に行はれるべき創作されたる体育材料であることが肝要である。

例へば、聖上の御大典を記念して作られたりと言ふ国民保健体操（ラヂオ体操）の如き、又連盟体操の如きは最もその普及を可能ならしむる⁽³⁾」としている。

ところで、川口は「教練」教材に対してどう評価しているのか。彼は、「家庭生活と学校生活とは心身に及ぼす影響を異にするのであるが、(中略)学校生活より来る色々の悪癖を予防し、矯正せねばならぬ。から国家は、心身の状態を考査して一般の基準となる体操要目を発布したのである。(中略)低学年では、遊戯そのものが学習であり、仕事であるといふから、国家が要求する体育材料に習熟し、これを実施することをも生活材料として、これによりて心身を健康に導くことは又大切であり、是非実行せねばならぬことである。(中略)殊に、団体行動に大切なる教練、秩序運動の如きは、その学年程度に十分練習を積むておく必要があつて、国家の要求を尊重すると共に、児童心身の発達時期に適合する練習を行ふべきである⁽⁴⁾」と言ひ、その効果を肯定している。それは彼の修養論の延長にほかならない。だが、教練の「特質はその訓練にある。児童生徒を訓練して、その心身を鍛練して、規律、服従、勇気果斷、犠牲、協同の精神を養成して確固不撓の意志を練成するにある。この目的の基に、軍隊教練の一部借り来つて心身の練習に資するのであるから、この点は軍隊教育の一部と見做すことが出来る。一、規律服従の精神を養成する。二、鍛練的であるから意志の訓練上有効である。三、部隊の訓練によって団隊的訓練を与へる。四、あまりに拘束的であるから、体育的效果は、他の運動に劣る。五、自由活動の範囲が狭いので、自由選択、独創の精神を養成するには不向きである。六、動作が単調であり、画一されているから、興味が少ない。七、統一のために個性を無視する⁽⁵⁾」と言ひ、必ずしも教練の教材価値を承認してはいたわけではないことがうかがわれ、教練教授法の改造を主張したものと理解される。

2. 雑賀三省の体育改造論と国民能率論

1. 技術至上主義批判

ところで、同附小の自由体育は、何も木下や川口のみによって繰り広げられたわけでは決してなく、その他の多くの教師に支えられていた。その一人に同高師助教授の雑賀がいる。雑賀は、大正後期における学校体育の現状をこう認識し、さまざまに批判を繰り広げている。

「輒近に於ける教育の諸説は、(中略)大なる進展を示して居る。従つて其の實際界の進歩にも又驚くべきものがある。(中略)即ち自学主義の教育、自動主義の教育、自由主義の教育が主唱せられ、更に創造教育、プロゼクトメソッド等の諸説が高唱せられる様になって来た。(中略)以前の教育法が注入主義、模倣主義、命令主義、厳格主義の取扱なるに反して、開発主義、自由主義、学習主義に進み、他動より自動に転じ、教師本位より児童本位に変じ、児童の個性を尊重する様になったことは、確かに一大進歩であると言はねばならぬ⁽¹⁾」と認識するとともに、「体操科教授の如きあまりに注入的なる為、従つて色々の弊害を生じて居る。教師中心主義の教授、厳格主義の教授、画一主義の教授、技術至上主義の教授等皆それに依る欠点ではあるまいか。児童の個性を尊重し、常に其の差別観に立つた個別的取扱が必要である」にもかかわらず、「体操科の教授にあつてははやもすれば忘却せられて、同様の運動なり、分量なりを一般に強要する傾向がある。(中略)児童心身の状態など何等顧慮することなく、技術そのもののために強き干渉を加へて練習するが如きことは、所謂技術至上主義者の迷夢である⁽²⁾」と批判している。

こうした批判を通して雑賀は、「新傾向の一つとして(中略)運動を科学的研究に従つて合理化せんとすることである。何人も体育は児童生徒の健康を保護、増進する手段たる可きを知つて居る。か

かる任務を有せる体操科は是非共科学的基礎の鞏固なるものであらねばならぬ事は、何人にも首肯せらるる点であらう。然るに従来の体操科は、この点に於て欠くる所が無かったであらうか。(中略)生理、衛生、解剖、物理、化学、教育等の諸科学に関係せる事は明瞭であらう。只単に教材を選択するにも、以上の諸科学は直接、間接に利用せられねばならぬと思ふ。それに就いては自然科学者と、教育實際家の提携を甚だ必要とする⁽³⁾と体育の科学化を標榜する一方、「体操科と興味」の問題を取り上げ、「運動に心理的考察の著しく加味せられるに至った事も、又新傾向の一つである。体育は無味乾燥ではいかぬ。興味が伴はなければ到底永続的実行は困難である。単に運動を行はへば、かかる効果がある筈だと云ふ丈で、児童や小さな生徒に強ふるは無理であるまいか。どうしても興味の如何をも考へてやらねばならぬ。それには生理的效果の大なるものであると同時に、運動そのものの性質が、興味があって容易に実行されるものが得策である。換言すれば、運動の教材選択、配当及教授法等に心理的考察が必要であると云ふことに帰着する⁽⁴⁾」と指摘している。

2. 体操教材と授業過程批判

こうした立場から雑賀は、具体的に教材（体操、教練、遊戯）や授業過程、学習集団等について批判を加えているが、例えば体操教材については、こう述べている。

「体操教授はこれまで団体的、一斉的に取扱はれてきた。(中略)児童を恰も教師の手足の如く、又は器械の如く動すを以て能事終れりと考ふるならば、それは大なる誤りと云はねばならぬ。(中略)体操を体育上重要な手段として児童各自の体力、心力に応じ、真面目に行つてこそ、初めて価値あるものであるに、若しこれを無視して人に見せんが為の体操として行ふならば、啻に体育的效果の少ないばかりでなく、決して永続するせぬものである。(中略)其の取扱法が一厳格なる号令に依つて行はれ、少しの自由をも与えぬため、従つて児童の心理に適合せず、ややもすれば単調に流れ、乾燥無味に走り、何らの興味をも喚起せず、児童生徒の最も好まざるものの一として数えられるが如き事あらば、大に考慮せねばならぬ点であらう。⁽¹⁾」

一方、教練については、どう見ていたのか。彼は、「規律を守り、協同を尚ぶの習慣養成に教練が役立つとはよく云はれる点であるが、実際の有様は果してどうであらうか。児童生徒は教師の命令や号令を自己のものとして、所謂自覚的の行動をなして居るのであらうか。それとも教師の權威に怖れ、止むなく盲従するのではなからうか。教師が大声叱咤するにあらざれば、生徒は敏速に行動せぬと云ふ風であつては、いつに至つてか規律、協同等の諸徳性を涵養する事が出来るであらうか。かく考ふるならば教練の取扱も又大に改善を要する⁽²⁾」と教練教授法の改造を指摘し、かつ授業過程についても、「従来の体操科教授は専ら教師中心主義に行はれて来たものであるから、これを児童生徒の側から見れば他律的教授である云はねばならぬ。他律的教師中心主義の体操科教授にありては、云ふ迄もなく教師の活動を重大視する。先づ教師は目的をたて、教材を選択し、教授の方法、段階を考慮した教授案を作つて準備をなし、愈々其の時間に至るや厳格なる態度を以て児童に臨み、次から次へと号令や示範に依つて授業を進行するのである。其の間児童は自己の意思を以て自発的に活動すること少なく、専ら教師の意思に従順なるべき様要求せられる。(中略)而してこれが現時に於ける進歩し、理想的なりと称せらるる体操科教授ではあるまいか。何を進歩し、理想的なりと云うか。(中略)この教師中心主義、画一主義の体操科教授は今や一大転換をなさねばならぬ時期に遭遇して居る⁽³⁾」と授業改造の必要を説いている。

3. 社会体育と国民能率論

ところで、これら雑賀の体育改造論を形成している背景は、やはり第一次大戦後のあの経済体育論ともいべきものであった。例えば彼は、体育の戦後経営として「社会体育の勃興」という動向に着目し、「我国の体育会に見逃すことの出来ぬものは社会体育の勃興の兆しあることである。これまで体育とし云へば、学校又は軍隊に於て行ふべきもの、しかも少青年の男子に限り必要なるものと曲解せられたるは、体育不振の最大原因であつたと思ふ。(中略)世界大戦後国力の充実は一層焦眉の急を要し、従つて各般の事物に向つて改善をはからねばならぬが、其基礎は国民全体の健康に待たねばならぬ点が甚だ大である。されば体育問題が只学校、軍隊の一小範囲内に限らるる事は、国力発展上大なる損失と云はねばならぬ」と国力の発展という視点からその意義を力説し、かつ「現代社会体育の内容についてそこに幾多の改良、進歩を図ることがあると思う。固より国民の体力を増進し、国民の思想を健全ならしめんが為には、内容そのものも大なる問題である。然しながら因襲的な体育思想と、其の方法に捉はれ来りし我国の状態に於ては、一朝一夕にして理想化することは到底不可能の事である⁽¹⁾」と国民思想の善導という観点から体育内容の改造を説いている。

3. 満州事変以後における木下等の軌跡

1. 木下の皇道主義教育論への転回

(1) 木下のアジア主義と自由教育批判

木下、川口、雑賀等の体育改造論とその実践は、満州事変以後どう展開していったのか。例えば『学習研究』(昭和6年12月号)の「編集後記」は、満州事変に対してこう論じている。

「日支衝突事件は、国際信義を解しない支那の無道と、満州事情を正視せざる国際連盟の干渉とによって、ますます紛議を重ねることになった。今朝の新聞号外は、連盟は我が対案を屠り、理事会案を十三対一で採択したといふ。排日運動に狂態の限りを盡せる支那や、日東帝国の隆昌を嫉視して正義に興し得ない国際連盟当事者の心事を想う時、われ等は今更国際信義について不安を感じざるを得ない。(中略)×不安はますます深くなって、年は逝く。日暮て道遠きは、実一九三一年の世相をよく物語っている。支那問題の解決はいはずもあれ。これを国内的に見ても何れの方面にも解決の曙光を認めたものは殆ど見当らない。教育界に最も関係の深い学制改革案もすった揉んだの噂はあるが、如何なる成案が示されるか。不安は更に濃厚になって行く。×不安、不安。不安の空気は正に全世界に重苦しく漂っている。一九三一年は実に世界的不安を記録すべき年であつた。世界の誰もが予期しない、更にまた喜びもしないのに」と宣戦布告なき侵略を正当化ししつつも、閉塞化しつつある時代的狀況に不安を隠してはいない。

だが、同誌の昭和7年5月号の「巻頭言」は、アジア主義と傀儡国家満州国の登場を賛美し、「美はしい又勇ましい島国日本が平和的に亜細亞大陸に発展して大陸日本を建設し、日本海を自国の湖水化して一大結合を完成し、亜細亞の盟主となって文化の発展を図り、世界人類の平和に貢献することの必要は極めて痛切にして、是非成しとげねばならぬことである。行き詰まった今日の世界は斯して光明を認めることが出来る様になるであらう。国運を賭しては日清、日露の二大戦役を遂行し、又列国環視の下に非常な危険を冒して正々堂々と排日、侮日、抗日の満州軍憲を斥け、満州に於ける特殊權益を擁護した。之れを機会として新国満州は王道主義に立脚して出現した。将来日滿は共に正義人道の上に立って相共に親善の道に進み、唇齒輔車の関係を持続するであらう」と絶叫する。

（2）木下竹次の変貌

こうした『学習研究』の屈折に対して、木下は自由教育の動向をどう認識していたのか。彼は昭和6年の段階では、なお「新教育」を次のように回顧している。

「デモクラシーの要求は世界を通じて行はれ、又人生の各方面に於て行はれて居る。国民経済は最早世界経済となり、今は各国を通じて経済難に陥って居る。(中略)教育は一つの社会現象である。社会に於ける変動が影響せぬ訳には行かぬ。十九世紀の文明は個人主義の上に立つ自由競争によって発展した。今は個人主義が行過ぎたから階級的分離が強くなった。個人でも団体でも競争の弊に堪へなくなった。茲に於て社会奉仕が要求せられ、協同精神の発揮が限りなく必要となった。新教育は何れも之を考へて居る。世は立憲時代となり、デモクラシーが行はれても、教育上には依然として専制的形式の教育法が行はれて居る。自由の精神も独創的精神も此処からは生まれて来ない。これ現代人の苦痛とする所である。苟も教育革新に志あるものは、誰でも此の専制干渉の廃止に異論はない。(中略)新教育が何れも努めて之を排除せんとする所以である。(中略)人生を分析的、解剖的に取扱ひ、人生の生命をも奪って形式的、機械的に取扱ふのが従来の教育である。之に反して人生の改善を学校生活そのもので行はしめ、真に人情味のある、又個人性を失はぬ人格を育成せんとするのが新教育の要求で、之に関して幾多の法案が工夫せられて居る。(1)」

しかしながら、昭和11年に至ると彼は次のように述べ、急激に変貌を遂げていく。

「明治維新以降、開国進取の国是に従ひ、大に知識を世界に求め、各方面に大改革を加へられたのは誠に結構な事であったが、我が国民は欧米の物質文明に眩惑して極度に自己信頼の感情を喪失した。(中略)国民間には欧米崇拜熱高く、欧米人は優越感を以て日本に臨み、何事にも欧米人に圧迫せられ、自己固有の優秀点を顧みて、大に皇基を振起する事は遺憾ながら十分でなかった。近年は国運大に発展し、日本精神は荐りに鼓吹せられ、大に皇基を振起する事は漸く遺憾が無い様になった。(中略)今や滿州国は日本国に哺育、指導せられて一大進転を為して居る。(中略)遂に日本は国際連盟を離脱して自己の所信に邁進した。(中略)その後我が国はワシントン条約の破棄を通告し、五・五・三の比率を排し、軍備均等を要求して居る。之れに対して英米の同意を得ることは困難であらうが、今の軍縮会議に於ては日本は英米をリードして居る状態である。要するに日本の国際的地位は非常に高くなった。(中略)卑屈な欧米崇拜熱は醒めた。(中略)功利主義、自由主義、競走主義に立脚した白人文明も最早今日は大に行詰って居る。(中略)由来欧米人は利己主義であり、搾取主義である。(中略)実に日本の政治は徳治主義であり、共存共栄主義である。(中略)今日の世界を浄化するには恐らくは此の徳治主義より外にあるまいと思ふが、(中略)現時の文明の進歩した時代に於て世界的に進出して世界の文明を浄化し、更に之を発展させるには他国の追隨を許さぬ底力を持って居ると信ぜられる。日本の進出は世界人類の文明を普及、徹底せしめ、彼等をして衰心、感謝の念を捧げる様になるであらう。(2)」

さらに「日本人は天皇を現人神となし、天皇の徳を体得し、各自応分の務を盡して、天皇をして神徳を成さしめる様にすることを忠と心得ている。(中略)此の理由で億兆が一心になれる。個人主義の短所へ陥らずに全体主義で働くことが出来る。全体主義であるが、形式的、画一的に墮ちないで、協同の下に能く各自の特色と自由を発揮する。全体主義と自由主義との調和が出来るのは恐らくは君臣の義と父子の情とが一致している所にあると思はれる。(中略)私共は此の角度から切に日本将来の教育を眺めねばならない(3)」と、全体主義と自由主義の折衷を説き、ある一節でもこう言っている。

「自由主義には困ったものである。其の自由が開放に傾き、動もすれば規律も旧慣も命令も社会的制裁も無視する様になる。(中略)自由主義の弊に陥って自己崩壊を招くことを免れることは出来ない。近来は此の自由主義の弊に懲りたのと、社会一般の情勢とに依って自由主義を排斥するもの、多く之れに反して統制主義が極端に行はれんとする傾向がある」が、「統制主義が極端に行はれては、社会的に有害であり、教育効果を十分に収めることが出来なくなるのである。或る程度までの統制は必要であり、殊に所謂自由主義に傷つけられた場合に於ては可なり強い統制も必要であらうが、一定の制限の下に一定の自由を認めることが無かったならば、如何にしても責任の観念と愛惜とを養ふことが出来ない」し、「所謂自由主義の弊に懲りて真の自由を確保することを忘れてはならぬ。真の統制と自由は必ずしも相反するもので無くて、一定の統制は既に自律の内に含まれている筈である。(4)」

(3) 教育の「八紘一字化」と教育経済論の変質

こうした転回のなかで木下の経済教育論も変質していく。木下は、一大「経済大国圏」としての「新東亜」への伸張を鼓吹すると同時に、経済教育の根底に労働力と兵力を補完するものとして体育を据え、「日本の大文化の建設に欠くことの出来ないものは財力である。日本民族は未だ大に財力に富んで居ると言うことは出来ない。然れども日本民族は財力発展の力に富み、今現に財力を伸張して居る。(中略)彼等は良質、廉価の生産品を産出することに創意を発揮し、大多数の人類の生活に裨益を与へて居る。世界が挙って日本品を排斥しても、人類の大多数の生活に裨益する日本品の進出には何としても敵することが出来ない有様である。日本人の財力には忠孝、道義の精神が結合し、科学、芸術の知力が更に之れが発展を助けて居るから、其の進歩、発展には実に大なる相を顕はしている(5)」と記している。

そのために「亜細亜及び南洋の地理に精通させる」とともに、「全教科、全生活を通じて経済教育を施すがよい。特に経済学を教授せずとも、経済教育は出来る。新東亜建設の為には、又肇国の理想実現の為には利益主義の資本主義に走らないで、各自の職能を果す為に資本主義を取る様に為さねばならぬ。是に於て経済と道徳と科学とを結合させ、学習させることが必要」であり、「尚全教科、全生活を通じて行ふべきものに体育がある。体育は身体的作用を通じて心身の強健を図り、立派な日本人となることである。体育の内容は極めて広いが、国防に役立つように運動し、心身を鍛練しておくことが必要である。体育は心育に密接な関係を有し、徳育とも離れてはならぬ。新東亜の建設に心身強健の人物を要することは云ふまでも無い。今日多く称道せられて居る革新の教育学に依って教育されるならば、新東亜建設の大役に参与する人物を得るに事欠く事は無い(6)」と述べるとともに、教育の八紘一字化をこう説いている。

「東亜の安定を確保し、他民族と共存共栄の実を挙げ、以て世界の平和に貢献せんとすることは、実に我が神国日本の最高国策である。肇国の大理想に淵源し、八紘一字化の現実的实现である。宏遠雄大、至純至正、世界何人も仰せざるを得ない国策である。この大国策遂行の最も根底となるものは教育である。教育の任は重い。(7)」

(4) 「真の体育」論

その後の木下の体育観は、どう変転していくのか。その点は既に上述の言葉にうかがい知ることが出来るが、彼は「我が国の体育は社会的に、歴史的に発展し、具体的に全一的生活を遂げる心身一如の日本人の教育である」と述べ、いわゆる三育主義は、「人間教育に対する便宜上の分類で、教

育と云へば人間教育があるばかりである。従って体育は身体を通じての人間教育であることを始終年頭に存して之れを行はねばならぬものである。(中略)各人間は心身の二方面を有し、民族の一人であると共に、国家の一員である。而して心身共に祖先からの影響を受けて居るから、人間としての普遍性を有すると共に、幾多の特異性を具有して居る。此の如き人間が、国家の一員として立派に活動して国家の発展を図ることに依ってのみ自己の生存の意義を完うする⁽⁸⁾ことができると言い、「彼のスポーツを重視するものの如きはスポーツの為のスポーツと称し、スポーツでは早く走り、高く跳ぶと云う様なことを第一目的となし、体位の向上や精神鍛練の如きは副似的目的とした。之れが所謂自由主義のスポーツである。近来では運動の堪能を第一目的とせず、寧ろ運動を通じての意志錬成、体位向上、民族発展を第一目的とする様になった。(中略)個人主義に立脚する欧米人は身体健康、運動の堪能を目的として居るが、日本人である昔の武士の如きは立派に君の前で討死の出来る様に身体を鍛練したものである。(中略)日本に於ては最近大に自覚を高めて忠良なる皇国臣民の育成を教育の最高目的となし、各教科の教育又は学習を通して此の最高目的に到達せんとして居る。従って体育も最高目的を此処に定め、身体健康と堪能とは、此の目的に到達する方法⁽⁹⁾であると断じている。ここには、明らかに篠原助市のあの「体育私言」の論理を読み取ることができ、その立場から体育の目的をこう規定している。

「(一)解剖的には身体の形を正しくし、(二)生理的には身体諸器官の機能を健全に発達させ、(三)衛生的には身体の養護を十分に為て、(四)自己の意志を以て十分に自己の身体を支配することが出来る様にして、それで教育の最高目的に到達せねばならぬ。御神勅の御趣旨には、(一)万世一系の天皇に忠勤を為し、(二)道徳的に生活発展を遂行し、(三)皇運扶翼の為に生活発展をすることを必要とするから、体育の間に此の精神が実現せられねばならぬ。茲に道徳と云ふのは勿論父子の誠に徹することを主眼とする家族主義の道徳で、個人主義の道徳であってはならぬ。又生活と云へば、道徳的であると共に経済的でなくてはならぬ。⁽¹⁰⁾」

こうして「我が肇国の理想を実現して忠良の国民となる⁽¹¹⁾」べき「体育の方法」として「(一)体操、教練、遊戯及競技、武道を行ふことである。尚此の外にも遠足、水泳、角力、乗馬、農園、作業、工場作業、国防演習等も考へられる。(中略)(二)此等の運動を生活化し、(三)健康を増進し、(四)精神陶冶を為すことを必要とする⁽¹²⁾」としている。さらに体育学習は、「歓喜性・堪能性・耐久性・道徳性⁽¹³⁾」をもって進められる必要があり、それによって初めて「真の体育」が実現し、「それと同時に社会的人格が出来て立派な日本人⁽¹⁴⁾」になることができると言う。最後に木下は、あらゆるファシズム・イデオロギーを援用しつつ、「日本の大使命」としてこう結んでいる。

「支那事変は世界事変であつて、支那の以後には英仏蘇米があり、日本は独伊と防共協定を結び相対立して居る。日本は亜細亜は亜細亜の亜細亜であるとの見地から東洋の平和確立を提唱して居るが、之れは一面に於て覇道主義の白人に東洋から後退することを要求して居るものである。欧州に於ては英仏蘇と独伊とは相対立して居るが、早く八紘一宇の大理想を実現したいものである。(中略)日滿支が協調して其の共存共栄を図り、更に世界の大平和を確立することに邁進せねばならぬ。之れが為には日本は兵力に於ても、経済に於ても、その他の国力に於ても世界を敵とするも敢て厭はない実力を具備することが必要である。

日本は正義の国で、皇道精神を以て東洋の平和を確立し、世界の平和に貢献せんとするのであるから、世界如何なる国も日本を恐れる必要の無いことを世界に知らせると共に、日本の威力と正義の力を以て支那事変の後には平和的に東洋の諸問題を解決して行く様に努めなくてはならぬ。(中略)世界に貢献せんとする日本は種々の方面から人口増殖を図らねばならぬ。(中略)幸い日本民族は人

口増殖率も高く、教育も進歩して国民の活動は増加して行くけれども、今後は更に体育第一を標榜して邁進せねばならぬ。(中略)教育の各場合を通して体育の指導を為す所の教師は、御神勅に対する堅き信仰を有し、深く修養を重ねて御神勅の本旨に徹底し、之れに基づいて自分の意志で自分の心身を十分に支配し得る様に努力して貰いたいものである。体育を広義に解し、体操科を中心として教育の目的と方法とに十分の革新を加へるならば、日本の大使命を果すに遺憾のない人士を育成することが出来ると信ずる。⁽¹⁵⁾

かつて自由教育を標榜し、新教育の実践家としての木下の姿は、みる影もない。

2. 川口英明と北井柳太郎の日本体育論と体操精神論

(1) 川口の日本主義体育論

一方、川口の場合はどうであったのか。少なくとも昭和6年の段階までは、川口の論調には既に見たように「国家」や「皇国」という観念は希薄であるが、昭和7年段階以降にいたると「国旗掲揚式の如きは頗る厳格に運動会の劈頭に行ふがよい。同時に国歌を合唱して国旗と国歌とに対する観念を深からしむる⁽¹⁾」べきであり、「児童、生徒の生活形式のすべてが、その価値を有するかと言ふことは聊か躊躇されるが、その中で教育的価値の大なるものを採ることに於て其の効果の著しいものがある。例えば、兵隊ゴッコの如きは学校と言はず、家庭の別なく、米差を持って剣とし、拳を握ってラッパとし、自ら大将、元帥となり、又斥候となつて、これこそ寝食を忘れての活動である。(中略)所がその中でも、自分達で作つた制約を守り、互いに共同して実演するところに、幼稚なりとは言へ、規律を守り、共同を尚ぶの社会的道徳の習慣を養ふことが出来て、それがとりもなおさず、学校体操の目標の一に合致するものである⁽²⁾」と述べているように、突如として屈折していく彼の姿勢をうかがわせる。また、わが国の体育の発展が、「血族・孝・忠君愛国・勇武」等によるものであるとして完結している。

「我が国民性が体育運動の精神と相通ずる多くの要素を有するからである。其の一つは、血族を尚ぶところの精神である。即ち、我が身は父母、祖先の賜である。我が身は我がものにして我がものにあらず。我は又健全なる子孫を残さねばならぬ。身体、髪膚これを父母に受く、敢へて傷せざるは孝の始めなり。といふ精神の下に、体育の重大なるを考へて専念する。従つて自ら体育の必要なることを思念するものである。即ち、大家族の健全、永久の発展を希ふものである。其の二は、忠君愛国の精神が旺盛であると言ふことである。(中略)此の忠君愛国の至情を全くする為には、如何にも健全勇武なる身体がなくてはならぬ。そのためには必ずや強健なる身体が必要であるから、自ら体育の奨励に努めねばならぬこととなる。次には、勇敢であることである。(中略)六月二十四日大毎紙上に於ける『近代科学戦にも其の威力は偉大、肉弾戦なるかな』との見出しに依つて、勇敢なる肉弾の威力が満州、上海両事変に数字が語る戦闘の花として記載された。(中略)次に礼儀を重んずるの美德を有っている。

体育も又、秩序を尚び、公正なる、又服従の徳を練成せんとしているのであるから、一脈の相通ずる部面があるわけである。次に同化性と包容性を挙げねばならぬ。如何なる体育思想が入つて来ても、之れを我が国人に適當なるが如く同化し、又優秀なる日本精神によって包容して日本体育となすの力を有して居る。かくの如き国民性は体育運動精神と相通じて愈々急速なる発展をなしたのである。(中略)次に通俗的に解して、教育的にも、社会的にも、体育の必要なることを自覚して来たことが又最も有力なる発達を促す原因となつたわけである。(中略)国家を救ふためには、国民の旺盛なる体力に俟つという意識の下に、一朝事あるときにはこの鍛練されたる体軀を以て国家に

仇するものは、これを打ち滅ぼすのであるとて、我が身体の強健を測るわけである。此の国家観念の養成と言ふが如き幾つかの徳目を以て体育の目的観の補足をなすのである。⁽³⁾

川口英明の論考は、何故かこの昭和9年を境に途絶え、その後同附小を転任したものと推測されるが、その後の彼の足跡は不詳である。

(2) 北井柳太郎の体操精神と体育の「合科的洗煉」論

川口に代わって北井柳太郎が登場することになる。北井の場合は、木下の「体操的精神」論を軸にしたファシズム体育論が展開されていくが、昭和11年段階までは、なお自由体育論の残滓を思わせる発言が続く。彼は、木下の「体操精神」の理念を継承し、「体操精神とは何か、一言にして云えば心身一如、靈肉合致の妙境に住んとする精神が体操的精神である。即ち、自己のある相（現実）を反省、認知し、自己のあるべき相を認知し（自己の理想を樹立し）、之を実現せんとする精神で、人間が心身一如、靈肉合致の妙境に到達せんとする精神は一面から見れば反省的精神であり、他面から見れば理想的精神であり、進歩的精神である。体操科の教授要旨を吟味し、その真精神を把握する時は、吾人は体操科は此の体操的精神を發展せしめることが、そのまま学習者たる児童、生徒の全人格の發展となり、其の環境の發展となるやうに努力することを要旨としていることを知るであらう⁽⁴⁾」と述べる一方、旧来の形式主義、号令主義の体育を批判し、その改造を力説している。「従来の教育は、従来の体操学習の指導は児童の行なった乃至行ひつつある仕事のみ見て、之を云々しつつあったのではなからうか。確かに従来の教育は、従来の体操学習の指導は児童の眼を見ることを忘れていたのである。指導者よ！吾人は決して調教師ではないのである。従来の体操学習指導の実際は其の着眼に余りに近視眼的であった。外来模倣の形式的体操は、徒らに形式を模倣、伝授することのみに急であって、児童各自に対して自己の体育を創造し、実践する能力の啓培を忘れていた。其の結果として体操乃至体育が彼等児童の生活と全然別個のものとなり、其の生活の發展に何らの寄与、貢献をなすことなく、分離されてしまったのである。（中略）指導者よ！反省しよう。一々教師の号令により、児童をして模倣の埒外に一步、半歩も出でしめない型に囚はれたところの生活動作に束縛することなく、指導者は児童の自律、発動といふ点に十分の指導要諦を発見して、彼等の独自学習を、相互学習を指導すべきである。体操の学習生活は発動的に、歓喜的に行ずることを根本条件とせねばならぬ。発動的精神を欠いては生活發展への体操学習の眞の姿様は具現し得ないのである。此の発動的精神は体操学習そのものに十分な興味を児童が感ずるところより発生するのである。（中略）体操学習の改造とは、労役としての体操学習を救ふことである。即ち、労役としての体操学習を生長への体操学習に改造することである。生長への体操学習、それは生活發展への体操学習である⁽⁵⁾」と。

しかしながら、北井も昭和11年から日中戦争勃発の12年の段階に至ると急速に変質していく。

「身体教育と精神教育とを対立させるところの根本的課題は、教育学の対象が心身合一の人間であり、人間の進むべき目標が国家の中に自ら統一されている民族の強化であり、躍進であると云ふことによって指摘し得るのであって、（中略）現代の体育、それは身体的健康の獲得でもなければ、精神的健康の獲得でもないのである。即ち、現代の体育こそ、人間的健康の獲得によって民族全体の精神を喚起するところのものでなければならぬと信じている。斯かる意味に於て日本の体育乃至体操は、どこまでも日本の体育乃至体操でなければならぬのである。（中略）体育乃至体操の實際を通して吾人は屢々生徒、児童に共同社会に対する没我と犠牲の精神と行動を指導し、訓練する。（中略）共同社会に奉仕する精神の最高なるもの、それは国家愛であり、民族愛である。（中略）民族的精神

喚起への体育は、国家、民族の為に人間的健康の獲得に努力し、之を健全に発展せしめ、没我と犠牲の連帯精神と根本的生活力の基礎たる体力を人間に付与するところのものでなければならぬ。⁽⁶⁾

これも、篠原の論理以外のなにもものでもなく、今さらながらに篠原の影響の深さを思い知らされるが、さらに次のようにも述べている。

「日本人としての人間の健康は、日本人最大、最善、最高の使命、即ち、皇運扶翼、教育勅語に示されてある『斯ノ道』に貢献することの可能か、不可能かによって判定し得るのである。非常に体操の技術にすぐれ、呼吸器も消化吸収の機能も、循環器も、筋骨も所謂健全であり、且つ又下界にも極めてよく順応するだけの力を有っていながら、日本といふ国家、民族の為に、我国の皇室の為に喜んで其の一命を捧げ得ないものであるとしたならば、それは所詮豚の健康でしかない⁽⁷⁾」のであって、「吾人が祖先より承継ぎ、更に之を次代国民に引継ぐべき日本民族の肉体と精神とを更に目標として錬成、陶冶することは、次代日本民族への遺産として領土と同様、或いはそれ以上に重視すべきであるという国民の義務としての体育の発現、又、一朝国家有事の際に国防に堪へ得る体力、気力の訓練といふ国防的見地よりする体育、大陸政策、北支、中支の開發事業、南進政策、人口問題等々よりして気候の悪条件を克服し、過激なる労働に耐へ、非衛生的環境に打ち勝つところの強靱なる体力と意志力をもって八紘一字の大精神を具現する大丈夫を錬成し、資源の開發、産業の興隆を之に期待する民族發展の立場よりせる体育の発現、斯くして我に囀る体育の発現こそ興亜の根源的力を培養し、且つ我に囀る体育の徹底によって興亜の原動力、日本人たるの誇りをもって皇国の大使命発現に喜んで献身奉公する人を作り得、政治の力、武力、経済力と共に文化の力も本来の意義と価値とを活現し得るのである。⁽⁸⁾

昭和15年に至るとさらに先鋭化し、「日本体育の個性とは」、「1.国民の義務としての体育」、「2.国防的見地よりする体育」、「3.民族發展の立場よりする体育⁽⁹⁾」にほかならないと述べる一方、「既に理論の時代ではない。我国教育の進むべき道が明確に『皇国の道に徹すること』と示され、体錬科の担うべき使命が明示されている以上、要は実践である。要目『教授上の注意』の研究と活現、教材の指導的研究、体操学習を發展せしめる方案の研究、体操科成績考査の再検討、正課時の体操指導と課外運動との有機的考察、体操的施設の再検討等々に真剣な態度を以て学校体操教授要目の徹底の実践に努力することこそ、体錬科実施に対する直接準備の一として挙げられねばならぬ⁽¹⁰⁾」し、「今日、更に体育が目的とする全人的發達、育成の全人の意味が、従来如く抽象的概念としての全人ではなしに、日本の国家が要求する全人、即ち健全なる身体、意志鞏固な人格、根本的生活力を有ち、義勇公の実践力に生き切り、八紘一字の大精神を具現する日本人の錬成、陶冶であると明確な具体性を付与されるに至って、体育の意義が一層重大なものとなり、同時に体育指導者とは如何なる層の人を云ふかも明らかになり、其の任務も重く、高く、其の地位も自ら重視せられるやうなってきた⁽¹¹⁾」と主張するとともに、「体錬科指導法の合科的洗煉」という立場から次のように叫んでいる。

「全体主義的教育というものも、命令と服従を主として皇国民としてのあるべき生活態度と生活發展に対する内面的な思索を軽視する傾向が強い。(中略)具体的な児童生活は内から迸り出づる生活力の発動に基づくものである故、児童が児童らしい生活をなす為には、必ず児童らしい生活の場と生活の対象を必要とする。(中略)心身に影響する総てのものを環境と考へる時、児童からが環境であり、民族からであり、国家からである。(中略)環境と民族、国家とを離れて児童はない」にもかかわらず、従来の教育は民族、国家から遊離しており、「之を正しきに帰するところのものが合科学習⁽¹²⁾」にほかならず、合科学習は、児童が「自ら皇国民としての全一的生活を遂げて全人格の渾一

的發展を図るにあり、合科とは分科を合せた意味ではなくして、皇国民としての全一的生活を指しているので、此の全一的生活より皇国民鍊成に必要な分科生活が生じて行く⁽¹³⁾のであり、「体鍊科指導法の合科的洗煉こそは、国民学校体鍊科の真精神を活現する根源的な要件である⁽¹⁴⁾」

北井は、昭和15年に彼の体育論の集大成である『体鍊科の実践的研究』（明治図書）を著しているが、最終的には「殉忠捨身是体育の本道⁽¹⁵⁾」をもって完結する。

「東亜共栄圏の確立、世界新体制への発足等光栄の難局に国民が一億一心の姿で其の総力を挙げて突撃戦を試みつつある我が国は、其の理想を実現し、其の目的を達成すべく一日も速やかに完全に近き高度国防国家の建設に邁進、実践、其の成果の十全を期さねばならぬ。（中略）一朝有事に際しては勿論、平時にあっても積極的に国家の使命を完遂し、国家の發展を保障するに足る国家活動の充実を約束するものは、人口の増加と国民資質の向上である。即ち、人口の増加は国家活動の量的強化であり、民族發展の約束であり、国民資質の向上は国家活動の質的向上を意味するもので、ここに体育の厳密なる出発があり、而して身体的鍊磨、育成（体鍊）の本道が殉忠捨身の国民的本懐を達するためのものであるといふ体育の国家的意義が再認識せられるのである。（中略）『つくれ御国に役立つからだ』我が国体育実践の究極の目的は国家に役立つべき国民鍊成の手段としての体的修練であり、より高次に鍛練せられたる日本人の育成を目指したところの行でなくてはならぬ。⁽¹⁶⁾」

あとがき

木下や川口に代表される奈良女高師附小の自由体育実践に関して、例えば鈴木明哲は、次のように評している。

「『奈良』の主事木下竹次と体操科訓導川口英明等の体育理論及びその思想についての研究によると彼らの理論・思想は、『国民』『国家』及び『時局』を意識し、『個性』『個別化』『興味』などを手段として利用した『似非児童中心主義』によるものであった。ところが『奈良』の教師らが子供を前にした実際の授業場面では、子供中心に『個性』『興味』などを解釈し、『富国強兵』『和戦両様』を意識せずにあたっていたのではないかという肯定的な評価も設定でき、「『子供に書かせた、考えさせた』あるいは、グループで話し合っただけで遊戯を作らせたという授業が、子供を『富国強兵』に直接結びつけるものとは考えられない。自分の体力について『わからせる』ことや体操教材を緻密に『理解させる』ところなどに低次の日常生活に適應すべき体力を養成するという実用主義的側面も認められるが、多くの授業場面では、子供たちに時代情勢や将来の動向を特別に意識させることなく、授業は展開されていたと思われる。（中略）この時期（大正10年から昭和4年まで一筆者注）には、『富国強兵』思想は、それほど反映されていなかった。特にこのことは遊戯を中心教材として扱った実践では、顕著であり、『奈良』の教師らは『富国強兵』『和戦両様』を意識していなかったといえる。⁽¹⁾」

だが、この評価は極めて一面的でしかなく、仮に木下等「奈良」の教師が「和戦両様」を意識せずにあたっていたとするならば、その事実を論証する必要がある、また、「意識」していなかった木下等が何故満州事変以後に「転向」していったのかが問題になっくる。また川口が「富国強兵」を念頭においてはなかったという認識は、彼の「体育による修養」論や「教練」教材論を見れば一目瞭然である。それは、既に指摘したように木下の体育思想を形成している土台となる教育思想そのものに転向すべき契機が内蔵されていたからにはほかならない。しばしば「思想は一人歩きする」と言われるが、思想としての評価は、その思想の全体像が問題にされるのであり、その個人的な心構としての評価と全体的な歴史的な過程において、その思想がその歴史的状況にどう対峙し、いか

なる機能を果たしたのかという評価とは、全く別の問題である。

戦後昭和20年代前期におけるファシズム体育の民主化と理論的構築の不徹底は、今日の体育科教育の崩壊とも受け取れる危機的状況を結果してしまっている。それは、大正自由体育からファシズム体育への思想的軌跡の追究を怠ってきたことも、その一因として指摘できる。

(注)

凡 例

- 一、文中の人名には、すべて敬称は省略させていただいた。
- 一、引用文中、句読点は一部を引用者とした。
- 一、同じ出典、頁からの引用は最後に(注)とした。

1.-1.

- (1) 『体育学習の実際』東洋図書 大正14年 「序」 1～12頁
- (2) 同 前 5頁
- (3) 同 前 「序」 2頁
- (4) 同 前 82頁
- (5) 同 前 84頁
- (6) 同 前 85～86頁

1.-2.

- (1) 「進むべき体育学習法」『明日の教育』大正13年11月号 20頁
- (2) 『体育学習の実際』 73～74頁
- (3) 同 前 76頁
- (4) 同 前 76～77頁
- (5) 同 前 78～79頁
- (6) 同 前 79～81頁
- (7) 「進むべき体育学習法」 前掲誌 21～22頁

1.-3.

- (1) 同 前 120～121頁
- (2) 同 前 170頁
- (3) 同 前 104～105頁

1.-4.

- (1) 「体育と其の外圍(二)―体育こそ独自学習―」『学習研究』 大正14年4月号 207頁
- (2) 同 前 206頁
- (3) 『体育学習の実際』 182頁

1.-5.

- (1) 同 前 238～239頁

1.-6.

- (1) 「体育指導と教師」『学習研究』 大正15年11月号 275頁
- (2) 「国定教科書にあらわれたる 体育衛生材料の研究と拡充」 同前誌 昭和5年2月号 99～100頁
- (3) 「体育生活の普及と進展」 同前誌 昭和4年11月号 341頁
- (4) 「合科学習における体育指導」 同前誌 昭和2年11月号 205～206頁 傍点筆者
- (5) 同 前 335～336頁

2.-1

- (1) 「体操科教授の改善」『学習研究』 大正13年8月号 99頁

- (2) 同 前 103頁
- (3) 「体育の新傾向」 同前誌 大正11年7月 98～99頁
- (4) 同 前 99頁
2.-2.
- (1) 「体育科教授の改善」 前掲誌 99～100頁
- (2) 同 前 100頁 傍点筆者
- (3) 同 前 103～104頁
2.-3.

- (1) 「体育の新傾向」 前掲誌 102頁
3.-1.
- (1) 「新教育に対する回顧」 『学習研究』 同年12月号 35～36頁
- (2) 「新日本の教育(一)」 同前誌 昭和11年1月号 4～6頁
- (3) 同 前 11頁
- (4) 「新日本教育の建設(三)」 同前誌 昭和11年3月号 11頁

木下は、「君臣一徳になり、億兆一心になって国の為に、人類の為に活動できる。個人主義も自由主義も多数主義も一擲して全体主義に生きることが出来る」(「新日本の教育(五)」同前誌 昭和11年7月号 4頁)と言い、自由主義等と全体主義の折衷を説いている。その他、「新日本の教育(四)、(六)」(同前誌 昭和11年6月号、同8月号)でも同様の主張を展開しているが、ちなみに同女高師教授の小川正行は、「わが国の教育界でも、(中略)米国の個人主義的自由教育の思想にカブレたものが少なくなかったが(千葉県師範小学校の自由教育は、新カント派に拠ったと云ふが、恐らく同校の独創?〔独逸には、新カント派に拠る自由教育と云ふものは無かったと思ふ〕概して我が国の新教育は、其の学説的根拠が堅実でなく、且つ国家の諸法規に拘束されるので、其の主張が欧州のものより穩健であったので、甚だしく極端、放縦に陥ったものは少なかった。(中略)今や局面一変、固有文化の闡明に依って皇道の発揚を国民教育の任務とするに至ったのは、誠に我が教育社会自覚活動の象徴であるとして慶賀しなければならぬ」(「教育学界の復古的傾向とファッション的思想」同前誌 昭和12年3月号 16頁)と述べている。

- (5) 「新日本の教育(五)」 同前誌 昭和11年7月号 6頁
- (6) 同 前 29頁
- (7) 「最高国策の遂行と合科主義の教育」 同前誌 昭和12年12月号 巻頭言
- (8) 「体育即教育観」 同前誌 昭和14年2月号 20頁
- (9) 同 前 21頁
- (10) 同 前 21～22頁
- (11) 同 前 21頁
- (12) 同 前 22頁
- (13) 同 前 2324頁
- (14) 同 前 25頁

木下は、オリンピック東京大会の開催決定に際して、「ああ、第十二回オリンピック大会はついに亜細亜の日本に開催せられることになった。之は亜細亜が世界各国に認められ、亜細亜の中心に位する日本の国運発展の世界的認識に基くものである。世界各国の相互の理解が世界の平和を招致する所以であるとするならば、この大会の東京開催は真に深い意義をもって居る。近代の文明は余りに欧米に偏して居た。それは世界人類の平和を促進する所以でない。偉大なる古き文明を有し、絶大なる繁殖力に富む日本が欧米文明を摂取して、更に一大文明を建設し、真に世界人類の平和に貢献する太平時代を出現する曙光が茲に現はれたとするならば、世界の為に慶賀せずには居られない。此のオリンピック開催の昭和十五年は正に皇期二千六百年に相当し、日本精神を発揮すべき絶好の機会である」(「次期オリンピック大会の東京開催」同前誌 昭和11年10月号 巻頭言)と、当時としては極めて常識的といふべきか、つまらない発言をしている。

- (15) 同 前 32～33頁
3.-2.
- (1) 「運動会の新傾向と其の経営(下)」 『学習研究』 同年10月号 60頁

少なくとも「国家」を意識したものとしては、「国民の総てを健康に導き、全国民の健康を増進して国家を泰山

の安きに置かんためには、国民の等しく享受する小学校の教育に於て合理(生理)的体育、即ち身体練習と衛生の訓練とを徹底的に実行することの必要なることが思はれる」(「国定教科書に現はれたる 体育衛生材料の研究と拡充」同前誌 昭和5年2月号99頁)との発言があげられようか。

- (2) 「体育材料の進歩」 同前誌 昭和8年3月号 89~90頁
- (3) 「新途上の学校体育と其の機構」 同前誌 昭和9年8月号 68~75頁
- (4) 「体操学習指導上の諸問題」 同前誌 昭和11年6月号 103頁
- (5) 「体操学習改造の原理と合科学習」 同前誌 昭和11年11月号 114~116頁

また「労役としての体操学習を救ひ、正しい意味に於ての新しい体操学習への改造に対して吾人が採るべき大なるものの一つ」は、「それは合科学習の精神である」とも述べているが、この発言の背景には、かつて「自由主義、個人主義的態度は、今や『国家や民族の安危に対して其の一体として完全に責任を感じ、国家全体の発展と民族強化に寄与することを以て其の課題とし、健全なる子孫の繁栄を図り、国防に喜んで参加するところの国民を形成する』といふ全体主義、民族主義的態度へと転換した。然し此のことは労役としての体操学習を生長への体操学習に改造することに対して何ら反撃するところの意味を有しない。否、寧ろスポーツ乃至身体運動に対する自由主義的、個人主義的態度が全体主義、民族主義的態度に転換したればこそ、労役としての体操学習を生長への体操学習に改造することが必要なのである」(同前119頁)とする国家有機体説にもとづく体育観が前提にされている。

- (6) 「民族的精神喚起への体育」 同前誌 昭和12年1月号 80~82頁 傍点筆者
- (7) 「体育の註釈よりも開拓を」 同前誌 昭和13年6月号 54頁
- (8) 「興亜の原動力は体育の徹底にあり」 同前誌 昭和14年1月号 56頁
- (9) 「体錬科に希求するもの」 同前誌 昭和15年3月号 52~53頁
- (10) 「体錬科実施に対する直接準備」 同前誌 昭和15年4月号 64~65頁
- (11) 「体錬科実施を目前に」 同前誌 昭和15年5月号 82頁
- (12) 同前誌 昭和15年8月号 64頁
- (13) 同前 64~65頁
- (14) 同前 68頁
- (15) 同前誌 昭和16年6月号
- (16) 同前 75~77頁

まとめ

- (1) 「奈良女子高等師範学校附属小学校の体育授業について——「独自学習・相互学習」理論を中心として」 前掲紀要 24頁
- (2) 同前 32頁

参考文献

- 『現代教育科学4 近代日本の教育思想』 岩波書店 1960年
- 岸野雄三 「実践体育科教育史(一)―大正代の小学校体育―」 『教育研究』 第16巻第1号 1961年
- 岸野雄三 「実践体育科教育史(二)―昭和代の小学校体育―」 『教育研究』 第16巻第2号 1961年
- 中野 光 『大正自由教育の研究』 黎明書房 1968年
- 小原国芳編 『日本新教育百年史2』 玉川大学出版部 1970年
- 梅根悟監修 世界教育史研究会編 『世界教育史大系2 日本教育史II』 講談社 1975年
- 中野 光 『教育改革者の群像』 国土社 1976年
- 同上 『大正デモクラシーと教育』 新評論社 1977年
- 鈴木秀一 『教育方法の歴史と思想』 青木書店 1978年
- 川合 章 『近代日本教育方法史』 青木書店 1985年
- 入江克己 『日本近代体育の思想構造』 明石書店 1988年

